

第 4 回持続可能な調達ワーキンググループ 議事録

■日 時：2022 年 7 月 19 日（火）13 時 00 分～15 時 30 分

■場 所：ウェブ会議システムによるオンライン開催

■出席委員：（五十音順・敬称略）

委員長：加賀谷哲之

委 員：有川真理子、井尻雅之、岡本圭司、門田隆司、崎田裕子、高橋大祐、富田秀実、
山田美和

■議 事：

・今後の調達 WG における検討方針及びスケジュール

加賀谷委員長 まず、食品関連調達コードの検討に向けて事務局から説明をお願いできればと思います。よろしくお願
い致します。

事務局 事務局の万博協会持続可能性部の永見でございます。よろしくお願いいたします。最初に資料 4-2 を用いて説明
します。こちらはすでに前回お示したものを、それ以降の有識者委員会の議論や私どもの事務的なヒアリングを踏まえ
て少し修正したものととなります。調達コードの作成についてですけれども、基本的に東京 2020 大会の調達コードをベー
スに 5 年経過したことによる社会の変化、オリンピック・パラリンピックの事業としての違いを踏まえて検討するとしておりま
す。そして、次に主に食品関係をこれから御議論いただくということになりますけれども、大阪・関西万博では東京 2020
大会と異なりコードの適用を受ける事業者は数多く大小さまざまであると。またここは書き加えた部分ですけれども、色々
お話を伺っているとやはり安定的に大量に調達することも考慮に入れなければいけないというふうに感じまして、そ
れを書いてあります。大阪・関西万博は半年間と長期に亘るため、調達量も大量であるところが東京オリパラと異
なる点かなということ事務局では考えておまして、その点にもご配慮いただければと思っております。そして、前は中
小企業云々ということで 2 つの基準ということでお示しましたけれども、まだ最後のイメージというのはまだ我々もできてい
ないところですが、とりえず簡素な形で表現をして最低限守るべき基準と最先端の基準ということで書かせていた
だいております。手続き的なところを簡素化するのか、理念としては同じものであるべきではないかというようなご指摘もご
ざいました。引き続き、この点についてはヒアリングや皆様のご意見を踏まえて検討して、次々回には案をご提示したいと
思っております。

グリーンズ・メカニズムについては、記述は変えておりません。直近の予定としては今回ヒアリング行いまして、また次
回 8 月 1 日にヒアリングを行いますけれども、農・畜・水産物、パーム油ということで、なかなかお忙しい方々にヒアリング
をお願いしたというもあって、今回がこう、次回がこうという形にはなかなかならなくて申し訳ございません。今回と次回を
一体のものとして捉えて頂ければと思いますけれども、今回は畜産物、水産物、パーム油の専門家・関係団体等からの
説明及び質疑応答ということになっております。次回もほぼ一緒ですけれども、それに加えて食品全般に関して消費者と
外食流通業界団体からのご説明、質疑応答というのを行う予定としております。そして、9 月には調達コードの案とい
うことでお示しする予定となっております。以上となります。引き続き資料 4-3 について黒川からご説明差し上げます。

・食品関連（農・畜・水産物、パーム油）調達コードの検討に向けて

事務局 博覧会協会持続可能性部の黒川でございます。今年 4 月より調達コードに関する業務を担当しております。よろしくお願ひ致します。それでは、資料 4-3 食品関連調達基準に関する各イベント比較および東京 2020 大会における概要等を御説明させていただきます。こちらの資料は先ほど永見からありましたように、我々事務局が有識者の方々、専門家の方々と意見交換している中、オリパラと万博では期間や食事の提供量、またイベントの意義なども違うため、食品関係については過去の万博も参考にすべきだという声が多くありましたため、今後の議論に向けた参考資料としてお伝えをさせていただくものです。本日は時間の都合からポイントのみご説明をさせていただきますのでご了承願ひいたします。

それでは 1 ページでございます。このページでは、食品関連調達基準に関して過去の万博オリパラの比較を簡単にご説明させていただきます。まず表の左側、2015 年のミラノ万博ではグリーン調達ガイドラインとして自主的に取り組む基準がございました。飲食品につきましては重要検討事項として一定の割合をオーガニックにとするとされておりました。また、ベストプラクティスとしては放し飼いで飼育された鶏の卵等を使用する事などがございました。続いて真ん中のドバイ万博でございます。こちらでは持続可能なオペレーションに向けてガイドラインが策定されました。食品関係としては必須要件として UAE からの調達を 15%以上することなどや果実や野菜等のオーガニック比率を 25%以上にするとされておりました。また、推奨事項としてはパーム油や大豆を含む製品の使用を避けること、使用する際には記載の認証品を使うこと、というふうにされておりました。右の東京オリパラは持続可能性に配慮した調達コードとして飲食品につきましては農産物、畜産物、水産物、パーム油それぞれに関して詳細に基準が策定されまして、それを満たすものとして認証等が記載されておりました。このように、直近の 2 回の万博におきましては、食品関係の調達基準として必須項目とされたのはドバイ万博での地域からの調達率、及びオーガニックの比率でございました。なお、東京オリパラの調達コードにつきましては、4 ページ以降で概要を御説明させていただきます。2 ページ、3 ページは参考ですので、本日割愛させていただきます。

それでは 4 ページでございます。このページから 7 ページまで東京オリパラにおける農産物、畜産物、水産物、パーム油の調達コードにつきまして、それぞれ概要をまとめております。本日はお時間の関係で代表例として農産物についてのみご説明をさせていただきます。まず農産物の調達コードにつきましては、対象が生鮮品と加工品とされておりました。生鮮食品はこの調達基準を満たすものとされた一方、加工品につきましては調達基準を満たすものを可能な限り優先的に調達することとされておりました。次に青色の背景の部分ですけれども、どのような調達を行わなければいけないか、ということが記載されております。農産物では黄色の字①から③を満たすものを調達しなければいけないとされておりました。なお、当資料は概要を書いておりますため、オリパラ正式な文言につきましては、別途参考資料の 4-3 をご確認くださいければと思います。次に上記の①から③の記載を満たすものとして認められているものを記載しております。1 つ目が ASIAGAP、グローバル GAP。2 つ目は簡単に言いますと、都道府県 GAP、3 つ目は組織委員会が別途定めた認証等ということで右側の箱に書いております。4 つ目は海外産で①から③までを満たすことの確認が困難なものは組織委員会が認める持続可能性に資する取り組みとして生産され、トレーサビリティが確保されているものを優先する事というふうに記載されておりました。なお、推奨品につきましては以下の記載がございました。農産物はこのような調達コードが決められたというところでございます。畜産物、水産物、パーム油に関しましても同じようなまとめ方をしておりますので、次ページ以降でご確認頂ければと思います。また、この東京オリパラ以降の認証制度の主な変更内容につきましては、11 ページ、12 ページに記載しておりますのでご確認くださいければと思います。以上簡単でございますけれども資料 4-3 の説明を終わります。ありがとうございます。

加賀谷委員長 ありがとうございます。では今の資料の 4-2、今後の方針というところ、スケジュールというところと、あとは過去の万博及びオリパラの例の御説明につきまして皆様からのご質問ございましたら、お伺いしたいというふうに思いますがいかがでしょうか。すでにこれまで方針を出させていただいているかと思っておりますので、そこから大きく外れるものではない

ということのご理解はいただけるかなというふうに思います。次回、活発な御議論いただくところもございますので、特にご質問がなければ次に行かせていただきたいというふうに考えておりますが、よろしいですか。崎田先生お願いできますでしょうか。

崎田委員 意見交換は、今回はないという先ほどお話あったので、失礼致しました。今、御説明があった資料 4-2 のところなどを伺いながら、先ほどの最低限守るべき基準と最先端の基準というところがあります。今後議論が大事なところだと思いますが、できるだけより安全で皆さんが幸せに暮らしていける流れになるために、最低限守るべき基準をできるだけしっかりとした基準にしていく、そこを大事に意見交換していきたいというふうに感じています。オリンピック・パラリンピックでもいろいろな決め事をつくりましたけども、その辺を最低限守るべき基準にしながら、最近の変化に関して最先端の基準の方に入れていくとかですね、皆さんとしっかりと話していきたいというふうに思っております。一言申し上げました。よろしくお願いたします。

加賀谷委員長 ご発言ありがとうございました。事務局ともこれまで全体基準を作るにあたってやはり最低限守るべきというところも勿論ございますけれども、できれば今後、日本社会あるいは世界を変えるレガシーにしていくという思いは共有しておりますので、まさに崎田先生おっしゃっていただいている方向に進むかと思えます。宜しくお願致します。それでは有川委員お願いできますでしょうか。

有川委員 ありがとうございます。ミラノ万博のガイドラインの概要のところにてークライテリアとして原材料のうち、重量比でそれぞれ、例えば乳製品であれば 40%に肉類であれば 15%証明として云々というふうにあるんですけども、これは万博全体ではなく各事業者でそれぞれこの割合を基準として調達をされたということでしょうか？という質問が一つと、あとこれ後日で構わないんですけども、その結果どうだったのかという結果がもし公表されていたら、ぜひ後日教えていただきたいな、というふうに思いました。以上です。

加賀谷委員長 わかりました。ありがとうございます。今日は議論というよりは次回議論がありますので、そこまでに事務局準備をいただきたいというふうに思います。宜しくお願致します。では富田委員お願いできますでしょうか。

富田委員 今、手を挙げましたが、有川委員の質問と全く同じでした。

加賀谷委員長 そうですか、わかりました。では次回改めて議論させていただきます、ありがとうございます。特になければ、次につります。

・個別基準（畜産物）に関するヒアリング

加賀谷委員長 今日是有識者等の皆様いらっやして頂いておりますので皆様のご意見をお伺いさせていただきたいというふうに思います。まず、食品関連調達コードの策定に向けたヒアリングをさせていただきます。本日は畜産物、水産物、パーム油ですね。次回は農産物もありますけど今日は畜産物、水産物、パーム油に関して、専門家や関係団体から御説明をいただき、委員の皆さまからご質問を頂戴させていただく予定でございます。時間の関係で、それぞれの物品ごと、プレゼンごとではなく、物品ごとに説明をいただいてその上で質疑応答は物品ごとにまとめて頂戴をしたいというふうに思います。もし時間が足りない場合には最後、あるいは事務局の方で質問お預かりして後日改めてお答えをさせていただきますと考えております。まずは、畜産物関係のヒアリングを進めさせていただきたいと思えます。畜産研究を専門とされておられて日本におけるアニマルウェルフェア、動物福祉の牽引者でもいらっやいます、東京農工大学教授の新村先生よりご説明をいただければと思います。宜しくお願致します。

東京農工大学新村教授 ご紹介ありがとうございました。東京農工大学の新村と申します。私のほうから、アニマルウェルフェアの現状と課題についてご紹介させていただきます。それでは次のスライドをお願いいたします。まずアニマルウェルフェアですね、私たちが日頃口にしてる産業動物、こういった動物にもしっかり配慮していきましょうというようなアニマルウェルフェア、この考え方はほぼグローバルスタンダードになっていると考えてよいかなと思えます。実際に国際基準ですね、日

本も含めて世界の 90%以上の国と地域を加盟しています OIE という国際機関があるんですけれども、そちらでも家畜の福祉に関するガイドラインというのが制定されております。欧米特にヨーロッパでは、写真にありますような、採卵鶏のケージ、一般的に日本ですと飼い方によりますけど、そういったものからケージフリーと呼ばれるような広い空間で放し飼いにするというようなものに移行しているということは、これは紛れもない事実として存在するということになります。日本でも農林水産省のみどりの食料システム戦略の中で、アニマルウェルフェアをしっかりと向上させていこうということをテーマとして掲げております。また農水省の推進のなかでもアニマルウェルフェアの水準というものを先ほど申し上げた OIE の国際水準にもっていくことを検討され始めています。ただですね、日本だとまだまだ議論が始まったばかりなところがございまして、温暖湿潤気候である日本、病原体が繁殖しやすい環境において、適切な飼い方とは何なのか、アニマルウェルフェアとは何なのか、まだ検討されている状況だと考えられます。次のスライドをお願いいたします。

まず動物福祉とはというところから始めたいのですが、考え方として動物への配慮、立場ということで、動物の権利、動物の福祉というものがああります。動物の権利というものは、基本的に動物の利用を強要しない、動物は食べないという立場になるのですが、今回私が説明していく立場としては、動物福祉。こちらは動物の利用を許容するというので、動物も食べるし、ペットも飼うということの中で、最終的に殺されてしまうから何をやってもいいかというそういうわけじゃなくて、生きている間は生活の質を高めてあげましようというのが動物福祉の基本的な考え方になります。次のスライドをお願いいたします。

動物福祉の定義としましては、ケージフリーという話をしましたけれども、基本的に飼い方どうもこうもというよりは、動物の状態を考えていくということが非常に重要になります。定義的には動物の福祉イコール動物の状態、と考えていいかと思います。動物の状態というものは、例えばストレスのようなマイナスのものと喜び・快樂といったプラスのもの、この足し算によって、例えば、20 点とか 40 点そういったものが動物の状態、動物の福祉というような定義づけになっています。次のスライドをお願いいたします。

この動物の状態、1 つのものを 5 つに切り分けて評価していきましようというのが 5 つの自由という国際的な考え方になりますけれども、この 5 つの項目を満たせば、動物の福祉、動物の状態を向上させることができるということになります。ここに列挙しました 5 つの項目の通りになりますけど、例えば空腹・渇きからの自由というものが、しっかり餌とお水をあげましようですか、不快からの自由、痛み、病気を無くましよう、動物の正常行動の発現させる、それから、恐怖・苦悩からの自由を確保するというような 5 つのものから成るものになります。次のスライドをお願いいたします。

今日は主に採卵鶏の飼育システムに焦点を絞って説明させていただきますけれども、大きくはケージとケージフリーというものに大別されます。ケージ、バタリーケージに書かれているものですが、こちらは日本で一般的な飼い方でして、いわゆる金網の鶏のケージに給餌器と給水器がついている、そういったシステムになります。やはり、一番のメリットというのは、生産的な効率が非常に高いということと、糞も下に全部落ちてベルトコンベアで運ばれて行きますので、糞との接触がないということで、病気が非常に発生しにくい、非常に衛生的であるということが一つの大きなメリットとなってきます。デメリットの一つとしては、鶏が持っている正常行動ですね、例えば、止まり木に止まって休みたい、巣箱に卵を産みたい、そういった行動欲が非常に強くあり、そういった正常行動の発現を満たすような環境ではないということがデメリットの一つと考えられます。エンリッチドケージというのは、ケージの中に止まり木や巣箱を付けて正常行動を発現させやすくなるケージになります。ケージフリーというものは、平飼いが平屋だとしたら、エイビアリーは 4 階建てのマンションのような形なのですが、いずれにしても一つの広い空間に放し飼いをするとのがケージフリーになります。メリットとしては、正常行動の発現が十分に満たされる環境であるというのが一番のメリットになってきますけれども、デメリットとしては自分も糞の上を歩くという機会が増え、どうしても病気の発生しやすさ、衛生面が悪くなってします。特に日本の食文化である、生食文化において、そういった独特の文化にとって、衛生的にリスクを抱えがちなケージフリーが日本で最適な飼い方なのか、

なかなか難しく議論の余地があると思います。おおむね大体、そのようなメリット・デメリットがあるということになります。次のスライドをお願いいたします。

先ほど話をさせていただきました、各飼育システムの良い所悪い所を福祉は5つの自由と、生産性のところは経済コスト含めて、長短所含めて信号機をイメージしていただきまして、青は安全、赤はリスクとなります。動物福祉というところはケージのところは青が並んでいまして、痛みも病気もリスクは非常に少ない、ただ正常行動が高くなっている。ケージフリーのところは、正常行動は青になっているが、例えば広い空間でたくさん鶏を飼いますので、喧嘩のリスクは増えますし、どうしても病気のリスクは増えがちになるというリスクがある。生産性につきましては、ケージは生産的であるということになりますけど、ケージフリーはどうしても運動量が増えてしまいますので、どうしてもコストがかかってしまう。構造物も複雑になりますので、管理も大変になってしまう、どうしても経済コストが高くなる結果として、卵の価格が高くなってしまふ、ここはもう避けられないところだと思います。ということで、完璧な飼育システムはない、それぞれにメリット、デメリットがありますということをご紹介させていただきます。次のスライドをお願いします。

これは実際の卵の価格になりますけれども、右下に実売価格がございまして、大体1パック、ケージですと200円前後、平飼いですと400円から450円前後、それからエイベアリー、放し飼いですと400円、高いところで600円ぐらいになるということで、やはり卵の価格が2倍以上にはどうしてもなってしまいます。次のスライドをお願いします。

それをまとめるとこんなグラフになるのですけれども、縦軸が家畜の福祉ということで、横軸が生産性になります。見ていただきたいのは、レンジ点Aからレンジ点B、Cというような概ね生産性、福祉のレベルが曲線になってくるかなと思います。レンジ点Aからレンジ点Cというのは、ケージから放し飼いに向かうところで、福祉レベルは高くなるのだけれども、卵の価格が高くなるところがレンジ点Bからレンジ点Cに向かうところになります。もう一つの重要なところは、レンジ点Aからレンジ点Bに向かうところでして、ケージの中でも福祉を高めることができるということになります。実際に過密に飼っているケージも、農家さんの中には一定の割合で現状いらっしゃると思います。それがレンジ点Aだとしますと、適正な密度あるいは、適正な管理の仕方、ケージで飼われているところがレンジ点Bとなりますので、ケージの中でレンジ点Dに移動すれば生産性も高く、かつ福祉レベルも向上させることができる、ということで一つの重要なポイントとしては、そのケージの中でも福祉レベルを高めることができるし、やはりそれぞれの飼育システムで最適化を目指していくのが非常に大事なかなと思っております。次のスライドをお願いします。

ここから日本の現状になるんですけれども、まず法律はないんですけれども、農林水産省が推奨しておりますアニマルウェルフェアの考え方に対応したガイドラインが存在します。これが非常に重要なものになります。今、畜産技術協会が制定しておりまして、それを農林水産省が現在、さらに修正を加えるということで検討が進んでおります。最も重要な点としては、この日本のガイドラインが国際基準に基づいて、随時更新を行っているということで、基本的に国際基準というものに照らし合わせて、それを満たすように基準作りが進められているということが一つ重要なポイントになるかなと思います。次のスライドをお願い致します。

具体的な中身になりますけれども、このガイドラインの中に、色々な内容が記載されておりまして、その中にチェックリストですね、右にチェックシートのようなものがございまして、項目だてがあって、はいかいいえでチェックしていくチェックリストがございまして。これはJGAPの認証ですとかこのチェックリストに基づいて今行われているということで、このチェックリストを満たすかということが具体的なポイントかなと思っております。現在この基準というものをもう少し修正するというので、検討が農林水産省中心に進められている状態で、ただここはまだ検討段階ですので、これから実際に止まり木とか巣箱をつけるということはどうなるかわからないということになります。現状ですとケージですとか、既存の代表的な飼育システムを許容しつつ、管理の仕方をより良い方向にする、ケージの中でも最適化のポイントを目標としていきたいと思います。次のスライドをお願いします。

現状としましては消費者と生産者の現状はこの通りになります。アニマルウェルフェアの認知度、例えば消費者にアンケート取りますと、アニマルウェルフェアを知っていますかという質問に対して、知らないと答えるのが 82%。日本の現状としては、やはりこうなのかなと思っています。さらに、アニマルウェルフェア名前は知っているけど、中身は知りませんというのが 12%で、アニマルウェルフェアはよくわからないという消費者がだいたい 94%に及ぶと。ほとんどアニマルウェアというものを知らない、この傾向がここ 10 年くらいほとんどこの割合で推移しているということがわかっています。生産者のアンケートを見てみますと、94%現状ケージ飼いになっております。私の感覚からすると、この需要と供給のバランスというのはアニマルウェルフェア知らないって言う、94%、ケージ飼いが 94%ということで、需要と供給のバランスが取れているという考え方ができるのかなと思います。いずれにしても、こういった現況になっています。次のスライドお願いします。ここはすみません、時間があれなので飛ばしていただいて、次をお願いします。

まとめとしましては、残り 2 つでまとめていきたいのですが、動物福祉イコール動物の状態ですので、ケージフリーイコール動物福祉ではない、そこが勘違いされがちなところですので、つまりケージフリーイコール持続可能な動物生産とも限りませんということになります。ですので、どの飼育方をしているか、というよりかはその飼育システムの中でいかに動物の状態を向上させるのかということが非常に大事になってくるのかなと思います。日本ですとケージ飼いが 90%以上で、消費者ニーズが高いと言えます。ケージの中でも動物福祉を最適化させることが可能である、最適化することが重要で、その最適化をチェックリストに基づいて、チェックしていけば最適化に近づくということかなと思います。一方、ケージでは 10%以下となっていて、やはりどうしても消費者の認知度が低いと、いうことで補助金も存在しませんので、積極的にケージフリーで生産する生産者は多くないと考えられます。ケージフリーだけの調達にするというのは非常に難しいのかなと私自身は考えております。次のスライドお願いします。

ですので、日本の現状を考えますと、①をもとに調達コードを作成するのが良いのかなと私自身は考えておまして、もう 1 つ考えることとして、2 段階であれば、コスト増をだれが負担するかを考えたところで②の調達コードも検討する余地もあるかなと考えています。①は具体的には先ほど申し上げたチェックリスト、今第 6 版になっております、東京オリンピックからさらに修正が加えられて、できあがったチェックリストの全項目が範囲になっているということがまず重要かなと思います。②は、今農水省が検討制度を検討しています。止まり木や巣箱を含めて範囲になっているということがもう一つの調達コードの案としてあり得るかなと思っております。すみません、長くなりました。以上になります。

加賀谷委員長 新村先生、ありがとうございました。物品ごとに質疑応答となりますので、このまま次のプレゼンテーションに向かわせていただきたいと思います。続きまして、業界団体として畜産農家に技術や経営の指導などをなされていらっしゃいます、中央畜産会専務理事の近藤様、プレゼンテーションお願いできますでしょうか。

中央畜産会 中央畜産会の専務理事の近藤と申します、よろしくお願ひ致します。本日はお時間頂きまして大変ありがとうございます。それでは畜産分野の現状と申しますか、それについてご説明申し上げたいと思います、次のスライドお願いいたします。ご提供している資料はこのワーキンググループに準備した資料ではございますけれども、農林水産省畜産局が作成している畜産をめぐる情勢の今年の 4 月版をもとに抜粋なり順序を変更して作成したものでございますので、その点ご承知おきいただきたいと思います。

それでは次のスライドをお願いいたします。畜産分野、最近特に課題となっておりますのが色々ございますけれども、環境関係でいきますと、脱炭素の取り組みという、全体ですね、課題として農林水産省が音頭をとって進めているところでございますけれども、農林水産分野での日本の温室効果ガスの排出量、これが農林業由来で約 4%ございますけれども、そのうち畜産物由来が 1386 万トンということですね、全体でいけば約 1%農林水産業由来の中では 27%を占めておりますけれども、中でも温室効果ガスの中でメタンというものが、特に牛のゲップですね、牛が牧草を、草をですね消化していく過程から発生するメタンガス、それから家畜の排せつ物を堆肥化などで管理していきますけれども、その過

程で発生するメタンガスと一酸化二窒素、大きくこの 2 つがあるかというふうに言われております。次のスライドお願いいたします。

中でも、特にこの温室効果ガスの中で大きなウェイトを占めるのが乳用牛と肉用牛ということでこの 2 つで 80%以上の割合を閉めておるわけですが、鳥が約 20%というようなことで特に牛に関する取り組みが重要かというふうに考えているところでございます。次のスライドお願いいたします。

この脱炭素化への取り組み具体的にどのような取り組みを今進められているかということを紹介したいと思えますけれども、一つは消化管内、特に牛は 4 つの胃があり、その第一胃で微生物の働きで牧草を発酵させて消化していくということなんですけれども、その際に CH₄ が発生するというようなことなんですけれども、現在脂肪酸カルシウムというものを餌に添加していくことによって、これを 5%程度削減するとかいうようなことが知見として知られておりますので、これらの技術を安定的に普及していくということを考えております。その他色々新たな取り組み、各肉用牛それから酪農の分野でもいろいろな取り組みがなされて、現場での試験研究も進んでいるところでございますけれども、一部の餌関係のメーカーと肉用牛生産者がタイアップして、カシューナッツの殻から絞り出された液とか使うというような技術も今実験でされているようなところでございます。家畜排せつ物の管理対策、特にメタンと一酸化二窒素でございますけれども、これにつきまして、排せつ物の中に入ってくる余分なタンパク質を除去していくということによって、窒素を削減していくということでアミノ酸バランスの改善をした飼料ということで、豚においてはその技術が、非常に研究が進んでおりまして、一酸化二窒素の 4 割の削減を進めるということが今知見として現れているところでございます。さらに、家畜排泄物の処理で堆肥化ということを行うのが一般的でございますけれども、その際に家畜排せつ物を堆積して積んで積みっぱなしにしていますと、温室効果ガスが発生して、酸素が行き渡らないということで、攪拌をして、適度に空気を入れていくということで温室効果ガスの発生を抑制するということが行われています。これはかなり一般的に行われている技術でございます、右側に写真がございますけれども上の写真は広い通路みたいところに牛の糞とかを堆積する、緑の機械がございますけれども、これが攪拌するロータリでございます。それが順番に攪拌していくということで、一定の期間を過ぎますと良好な堆肥になります。次のスライドお願いいたします。

最初に温室効果ガスの脱炭素化に向けての取り組みをお話しいたしましたけれども、畜産全体として持続的な生産のあり方についての検討が昨年の初めに行われて中間取りまとめが報告されているところでございますけれども、この背景としては我が国の畜産なり、人が食料にできない資源、草とかそういうものを家畜が食糧として人間に提供してくれるような重要な役割を果たしているわけでございますけれども、中でも、飼料家畜堆肥の循環サイクルと書いてありますけれども、特に飼料の面では、土地、国土の友好的な利用、それを押して飼料を作って家畜が利用して、堆肥化して、さらに土地に還元されていくというサイクルがつけられているということで国土の保全、資源の循環という中でも非常に有効な役割を果たしていると考えております。真ん中のところでございますけれども、みどりの食料システム戦略が策定され、法律化されてきています。その中で我が国の持続的な畜産物生産のあり方をどうやっていくべきかということを検討したわけですが、一番下に課題が 3 つ書いてあり、先ほど申し上げましたような畜産に起因する環境負荷をいかに低減していくか、高齢化に起因した畜産系の労働力不足と課題がほかの労働分野でも同じですが、ございます。一番の課題は輸入飼料に過度な依存をしている、後ろのほうに参考資料乗せておりますけれども、飼料の自給率現在 25%ということで 7 割を海外から輸入している。皆さんご存知のように最近のウクライナ情勢の悪化等に基づいて食料品と餌の価格が非常に大きく上がっている。それから飼料の価格も上がってきておりますので、そういう面についての過度な依存を改めていくことが必要だろうということで取り組みがここにありますような 6 点がまとめられたところでございます。次のスライドお願いいたします。

まとめられた 6 点について簡単に紹介いたしますと、一つは家畜生産場面での環境負荷軽減の展開ということで家畜を改良して、より飼料利用性の高いものに改良していくと、こういう改良については長年にわたり続けられてきていますとこ

ろでございますけれども、さらに引き続き推進していくこと。それから 2 番目は飼料給与の方法について、先ほど申し上げましたような脂肪酸カルシウムやアミノ酸バランス脂溶等を活用して温室効果ガスを削減していこうという取り組み。飼養管理の面では ICT の機器や放牧の普及ということで、家畜、草を食べることによってお肉や乳にすることができますので、耕作放棄地を有効に活用するという面でも非常に有効な役割を果たすものだろうと考えられております。4 番目でございますけれども、家畜衛生防疫対策をしっかりとしていくということで、ここ数年、豚熱、高病原性鳥インフルエンザという家畜伝染病が発生しておりますけれども、それを防ぐための飼養衛生管理を徹底していくことが大事だろうと言われております。二つ目ですけれども、良質堆肥を作って、耕種農家に還元していくという推進を押し進めていくことも大事だろうということで、そこでも技術開発がされています。3 番目でございますが、飼料自給率の向上という面で国産飼料を有効に使っていき、水田は田畑林間と言いますが、水田と畑を交換して利用できるようなものにして、畑作利用もできるように指定し、飼料作物をつくっていく。4 番目は有機畜産の取り組み、5 番目その他でございますけれども、ここにアニマルウェルフェアと書いてありますが、衛生管理を徹底するというで農場段階での農場 HACCP という取り組みを畜産分野ではしてはいて、さらにアニマルウェルフェアや労働安全などを加えてですね農場 HACCP プレミアムという様な取り組みを進めていくことを今考えているところでございます。これは中央畜産会の取り組みとして進めているところでございます。6 番目が生産者の努力と合わせて消費者の皆様方に理解醸成を進めていこうというような取り組みをしています。次のスライドお願いいたします。

最後ですけれども、ここには畜産の意義を書いてありますが、一つは先ほどから申し上げています、循環の中での畜産の役割ということ、なかなか活用できない中山間地などの有効利用がなされるということ、それから農場 HACCP などの取り組みをしているということ合わせて、畜産っていうのは女性の活躍の場も意外と広いということ、それから障害者の皆様その現場に非常に活躍していることが多いということを感じておりますけれども、そういう面でも畜産は社会への格上げを果たしているのではないかと思います。最後に、調達基準の関係でいきますと、今回最初の方でお話ありましたけれども、非常に長期間にわたって大量の畜産物食品を提供していくことがまず求められると。それから、幅広い業者の方が入られるのでそこに対して、あまり高すぎると本来の目的である適切な食品の提供ができないという面を考え、最低限の基準と推奨する基準、二本立てというのは非常にリーズナブルだと私感じたところでございます。私からは以上でございます、ありがとうございました。

加賀谷委員長 はい、ご講演ありがとうございました。続きまして、NGO として動物の苦痛を軽減することを目指して活動をなさっていらっしゃいますアニマルライツセンターの代表の岡田様プレゼンテーションお願いできますでしょうか。

アニマルライツセンター ありがとうございます。本日はこのような機会をいただきまして、特に市民・NGO の意見を聞いてくださるという機会をありがとうございます。では、めくっていただいてもいいですか。

はい、まずですね。私たちは、東京五輪の時も、やはりこの活動をしておりました。アニマルウェルフェアを上げたいということで活動していたんですけれども、その中で一番印象的だったことを皆さんもご記憶にあるかなというふうに思うんですけれども、東京五輪では過去のオリンピックの皆様が、数名 10 名ぐらいの方なんですけれども、日本の調達基準に対して、アニマルウェルフェアが低いのではないかとということで意見を出したと言うような事がございました。特に中心的に扱われたのが、卵のケージフリーではないということ、そして豚肉が妊娠ストールフリーの豚舎から来ていないというこの 2 点が中心的に扱われたトピックスでございました。

残念ながらこういったことは改善しないまま、東京オリパラは終わってしまったんですけれども、当時調達のオフィシャルパートナーのような形になった方々にお話を聞くと平飼卵の調達というのは意識されてはいたし、その中で調達しようと思えばできた様なことも意見として伺っていた中です。ですので、この東京オリパラというものが日本の畜産のレベルアップの機会であったんですけれども、残念ながらそれを活用しきれなかったのではないかなというのが NGO としてみた形になっております。送って頂きまして。

そしてですね、この私たちとして NGO としてはまず日本のこの畜産の遅れ、畜産のアニマルウェルフェアの遅れというものをぜひ認めていただきたい。その上で、現在のものを反省した上での基準というものを策定してほしいなと思っています。

ここに書いてあるものは、企業の CSR 統合レポートの中に入っているものですが、やはり日本の現状が遅れていてさらにそこからやはり自分たちは追いついていくなぞというようなことをコミットしていただいているんですね。そういったことが今後投資家の中でも ESG 投資がどんどん盛り上がってきている中でございますので、そういったことを評価される時代になってまいりました。

実際に FAIRR イニシアチブという投資家向けの団体があるんですけども、そこは主に畜産物についての、畜産企業についての評価をしております。そういったところは、この企業のアニマルウェルフェアのポリシーですとか姿勢というのを見て、それで投資をするのはリスクあるのか、ミドルリスクなのか、ローリスクなのかということ判断して発表しているんですね。そういった中でも日本ハムさんなどは最大手ですけどもこういったところはこのアニマルウェルフェアのポリシーを発表し、そして植物性タンパク質への取り組みを発表したところでもようやくハイリスクからミドルリスクに改善したというような事例もございました。日本の企業の取り組みとしてこのアニマルウェルフェアというものが非常に注目されている時代になってまいりました。送っていただきまして。

はい、残念ながら、日本の法的な、もしくはガイドライン的な、もしくは指針的な部分ですね、そういったところを評価したこのワールドアニマルプロテクションという団体の評価を見てみると、日本の畜産動物の保護指数というものは最低ランクの G ランクということになってしまっています。残念ながら、こういったところに並んでいる国々というのは私たちが考えるような先進国ということではなくて、どちらかというと紛争を抱えるような地域、そういった地域と日本が並んでしまっているんですね。こういったところをやはり払拭していきたいというふうに私たちは思うところでございます。めくっていただきまして。

幸い最近では企業さんがですね。大手の企業さんを中心に利益よりも倫理の方を優先させるというような考え方が定着し始めているところだというふうに考えられます。このユニリーバがだしているようにサステナビリティに関連したブランドの方が他のブランドよりも成長率が高いということ、利益率は高いということをレポートしてくれているわけなんですね。なので、そういったことに基づいて社会課題の一部であり続けるのではなくて、社会課題を解決するということに企業目標の重きをおいてやっていくということが重要になってきている時代になりました。なので、このアニマルウェルフェアというものを重点企業の重点課題、重要課題の一つとして捉えてくださる企業、もしくはアニマルウェルフェアに関するグループポリシーですとか、企業ポリシーを持つといった企業が今この 12 年でですね、どんどん増えてきているというような比較的良好なニュースが出てくるようになってまいりました。めくっていただきまして。

このアニマルウェルフェアについて私たち企業交渉などずっとしておりますけれども、その中でやはり、企業さんが高いアニマルウェルフェアをコミットしていくメリットというのは非常に大きいというふうに思っています。この万博というのは、長い期間行われるものであると同時に、企業さんがその中で沢山出展されるということで、そういった企業さん、日本の企業がより評価を上げていく最も大きなチャンスだと思うんですね。なので、この国内の企業の評価を上げられるということ、そしてそのそういった企業が海外に展開していくときのハードルを下げることに繋がるということもございます。

今、実はこの鶏の福祉を考える国際連盟があるんですけども、そこの中では日本企業が残念ながらターゲットにされて、抗議のターゲットになってしまったりもするんですね。そういったことも起きないようにしていくためには、やはりこのアニマルウェルフェアについてより強い取り組みをしていく必要がございます。そして、当然意欲のあるそういった企業を支えることができて、そういったことはこの国内の畜産業の未来の持続性にも繋がっていくものだろうというふうに思います。そして、こういった早くにコミットする、今のうちに 2022 年の間にこういった高いアニマルウェルフェアの基準を出していただくということが生産者に対しても準備期間を与え、そしてそれに向けた準備をしていただくということが出来るようになっていきます。あとは、若い方の関心を得ることもできますし、あとはリスクマネジメントというような側面もあるというふうにご説明をいつもしているところでございます。めくっていただきまして。

真逆にですね、この国際水準のアニマルウェルフェアを目指さないリスクというものも非常に大きくなってきているというふうに思います。で、この国際水準というのは、後ほどお話をしますけれども企業価値を創出することもそうですし、ESG 中の投資を得られなくなっていくということもございます。あとは国産ブランドの低下、そして日本の畜産のさらなる遅れを招いてしまうのではないかとこのように考えられます。こういった、畜産物というものがいわゆる食品企業とは本当に対になっているものですので、企業の足を引っ張るような畜産業ではあってはならないのではないかとこのように私たちは考えています。めくっていただきまして。反面、これがその逆のことを言ったメリットになります。で、もう1つめくっていただきまして。

この国際水準というふうに私たちが述べているのは、この卵であればケージフリーですし、肉用鶏であれば飼育密度を改善し、そして屠畜をする際に気絶処理を行うという、この2つは最低限のラインだというふうに私たちは考えています。そして、豚肉であれば妊娠ストールフリーにしていくこと、そして牛であれば繋ぎ飼いやフリーにしていくこと。この拘束飼育をする、もしくは超過密な状態である、そういったことを切り捨てていくということが非常に重要なポイントになってきています。この国際水準というところが、まず私たちとしては最低の基準になってくるのではないかとこのように思いますし、それを目指さなければ国際的な評価は得られない、企業としても日本としても得にくいというものになってまいります。めくっていただきまして。

これは卵についてです。このケージフリーとかケージ飼育については、先ほど新村先生からご説明ありましたけれども、採卵鶏はですね400日から600日このケージの中でおりますけれども、どうしてもサルモネラ菌の繁殖の割合もケージ飼育の場合は高いですし、パターケージの場合は死亡率が有意に高いということも科学的に証明されているところでございます。こういったところはワンヘルスという食品の安全ですとか新しい疾病の発生とか、そういったところにも繋がってくる場所なんです。かつ、このケージフリーについては、例えばブラジルのリオ大会の時、リオオリンピックの時はケージフリーの卵という基準があったように、欧米だけではなく世界中でこのケージフリーに向けた取り組みというものがどんどん進んできている中になります。特に2025年というのは多くの国々でこの過半数を超えてくる、総流通量のもの過半数がケージフリーに切り替わるというタイミングを指しております。アメリカは2025年以降は77%の卵がケージフリーに切り替わるわけなんです。そういったタイミングはきますので、この万博というタイミング、丁度2025年にあたるタイミングでは、やはりケージフリーというものが最低ラインになるであろうというふうに考えています。めくっていただきまして。

鶏肉の場合はですね、先ほど言った飼育密度と気絶処理というところになります。飼育密度ですね、本当に日本の鶏肉の飼育密度が非常に高いということが一番の懸念点です。飼育密度を下げると、実は生産性も上がるということが分かっている中で、こういったことが起きてしまっているんですが、これをなるべく下げていくという努力が必要であろうというふうに思います。そして、次のページですね。

豚肉の場合は、妊娠ストールフリーです。すべてのストールフリーと分娩中のストールというところは言及いたしませんけれども、妊娠ストールフリーというものは最低ラインになるはずなんです。これは、農林水産省もこの妊娠ストールフリーに向けた研究を始めているところですので、それほど抵抗はないのかなというふうには考えておりますけれども、世界では2025年ぐらいには大手の食肉企業がこの妊娠ストールフリーに切り替わりますし、国内でも最大手の企業は2030年、最大手でなくても別のところでも大手企業はこういったところを目指しながら妊娠ストールフリーに向けて動いているところですので、国内で供給される豚肉もですね、妊娠ストールフリーのものが2030年頃には当たり前になっているというふうに予測しているところでございます。めくっていただきまして。

乳牛について、牛については繋がらないで頂きたいというところなんですけれども、丁度ドバイの万博のサイトを見るとですね、サプライヤーのオフィシャルサプライヤーのところでのサイトでは、フリーバープラス毎日の屋外のアクセスがあるというようなところが指摘されておりました。めくっていただきまして。

私たちからご提案したいところは、まずこの低い最低限の目標プラスかつさらに高い目標ですね、放牧を取り入れるですとか。これはエシカル推進協議会で作成したエシカルな食事の提供のチェックリストなのですが、こういったものを取り入れていくことですね。めくっていただきまして。

そういったものを 2 段階で、もしくは 3 段階でも構いませんので、特徴としながら基準案を策定して欲しいなというふうに思っているところです。こちらは私たちが作成している最低ラインというふうに考えられること、そして十分な評価が得られるレベルということですね。これ真ん中のところ、卵と鶏肉のところだけは書かせていただいておりますけれども、そして、より高い評価を得るといふようなところではオーガニックですとか放牧とかそういったものの割合を増やすといったところの二段構えをぜひお願いできたらいいなというふうに思っています。2つ3つめくっていただきまして、最後のスライドです。

これは、万博の中の目標の 1 つにもありましたけれども、人類共通の課題解決に向けてというところで SDGs というのは非常に意識されているものと思います。この畜産物というものは、8 つの分野と深く関わっているというものになります。この動物性タンパク物質というものを良いものを少量にということが、今後より求められてくる社会になるはずだというふうに思います。代替肉とかそういったものも取り入れながらより高いアニマルウェルフェアに配慮したものを実現していただければというふうに考えているところです。以上になります。ありがとうございました。

加賀谷委員長 はい、岡田様ありがとうございました。それでは、ここまで新村教授、中央畜産会様、アニマルライツセンター様にプレゼンテーションを頂きました。まとめて委員の皆様からの質問を受け付けたいと思っております。まず、高橋先生お願いできますでしょうか。

高橋委員 はい、ありがとうございます。貴重なお話ありがとうございました。私のほうからは一点新村先生にご質問させて頂きたいと思っておりますのでよろしいでしょうか。新村先生のほうでこのアニマルウェルフェアに対応した飼養管理指針、農水省の指針に基づいて適切な管理ができていくかどうかということがひとつの指針になるんじゃないかというご指南を頂いたところなんですが、東京オリンピックの調達の指針のなかでもこのような指針に対応しているかどうかということがひとつの基準にはなったかと思うのですが、そのなかで私のほうで確認をさせて頂きたいのが、東京オリンピックでこのような指針に対応しているかどうか、基本的に対応していると認められるものとして、GAP、JGAP に加えて、SQF 食品安全コード、LPA 家畜生産保証制度、NFAS 全国肥育場認定制度が挙げられているんですけども、JGAP と GAP は別としてそれ以外のこれら認証というのはこのアニマルウェルフェアの指針というものを考慮したような認証制度であるのかどうかということがいまいち分からなかったものですから、そこについて教えて頂けるとありがたいと思っております。ありがとうございます。

東京農工大学新村教授 はい、ありがとうございます。私もその記憶が曖昧で明確にアニマルウェルフェアのこのチェックリストを基にアニマルウェルフェアに特化してくださいと明言しているのが JGAP と GAP だったかと記憶しているのですが、それ以外のところは明確にこのチェックリストがちゃんと明言されていたのかどうか、ちょっと記憶が曖昧でわからないんですけども、もしかしたら明言されていたのかもしれない。

高橋委員 ありがとうございます。あと追加で一点だけお願いしたいんですけども、すみません加賀谷先生よろしいでしょうか、今に関連してなのですが。

加賀谷委員長 どうぞ、お願いします。

高橋委員 ありがとうございます。いまこの農水省のガイドラインは国際基準も踏まえたようなものだとのお話を頂きましたけれども、そうであれば日本としてもちゃんと発表・アピールしていけば良いのかなと思ったのですが、今のお話を聞いて確認しておきたいところとしては、必ずしもこのガイドラインは英語にはなっていないような感じがしたんですけども、何か英文化されているかどうかということについてご認識とか教えて頂けますでしょうか。可能な範囲で教えて頂ければと思います。

東京農工大学新村教授 英文化はされていないと思いますね。ただ毎年何回か会議があってどんどんどんどん修正されています第何版となっているので国内では進化はしているんですけどもそれを英文化するというのは無いかなと思います。

高橋委員 ありがとうございました。貴重なお話ありがとうございます。

加賀谷委員長 高橋先生ありがとうございました。今のお話だとなかなか海外の方が知らないものを基準値にするのは、なかなかもしかしたらハードルが高いのかもしれませんが、他どうでしょうか、みなさまご質問あれば拳手頂ければと思いますが、では山田先生お願いできますでしょうか。

山田委員 はい、加賀谷先生ありがとうございます。私も新村先生に質問をさせて頂きたいんですけども、アンケートを消費者と生産者の方にした調査の中でアニマルウェルフェアについて知らないという人は大方なので、それでケージ飼いが90%というのも相関性があるというか、消費者ニーズは高いってということをお話になられたんですけども、それってそういう理解で良いのかということと、アニマルウェルフェアを、そもそもその言葉自体なのか、そういった考え方なのか、それを知らない理由というのは、日本でなかなかそれが消費者に知られない理由というのはどういうところにあるとお考えですか。

東京農工大学新村教授 ありがとうございます。最初の質問につきましては、すみませんスライドを端折っちゃったんですけども、消費者アンケートを細かく見ますと、消費者のニーズっていうのが例えば鮮度あるいは安さ、そういったものにニーズが強くなるということで、そういったニーズを満たすものがやはりケージの卵ということに今なってしまうと、そういうご理解をして頂けると。やはり価格とか、安全安心、鮮度とか、そういった順になってくるところに安い卵へのニーズが高いところになります。もうひとつの、なぜアニマルウェルフェアを知らないかという点は非常に難しいんですけども、私たち日本人にあるそもそもの倫理観というものが仏教から来ているっていうのがかなり強くて、結局死ぬか死なないかという、例えばペットは殺さないんですよ。そういった動物に対する愛情というのは、私たちは殺生禁止のところからきていて非常に強く持っているでそこは強く共感しやすいところなんです。じゃ最終的に殺しちゃう動物に対する愛情というのは、私たち日本人はちょっと独特なんですけれども、持ちにくいっていう、そういう背景が一応あると。で、アニマルウェルフェアというのは海外の合理主義からやってきているので、海外ではヨーロッパには受け入れられやすいのですが、日本ではそういった倫理観の違いがあって、共感が得られにくいっていうのはひとつあるのかなと思います。それは更に教育とかいろいろ取り組みはされているんですけども、共感という部分ではそういう底流があるのかなと。

山田委員 平飼いに限らずですけど、やはり向こうから入ってくるものと日本からのと対抗軸で話をしだすと、結局私たちその先に進めないんですよ。

東京農工大学新村教授 はい、ありがとうございます。仰るとおり対抗軸で考えないほうが良いかなとは私も思います。

加賀谷委員長 はい、ありがとうございました。では、崎田先生お願いできますでしょうか。

崎田委員 はい、ありがとうございます。新村先生に質問が集中していて申し訳ないんですけども私もまず先生に質問させて頂きたいのですが、後半のほうで、ケージフリーだけが動物福祉ではないという、ケージがある中でも改良型をすることでかなりきちんとした環境・状況を作れるんじゃないかとかのご意見をご発表されたというふうに理解しているんですけども、いま多くの所謂事業者さんは、そういう方向に動いておられるのか。たとえばそういう方向の方はどういう認証制度をとっておられるとそういうことが分かるのかとかです、そのへんの状況を教えて頂ければありがたいというふうに思いました。

もう一点、中央畜産会のほうにご質問させて頂きたいんですけども、今非常に事業者の皆さんの関心も高まっている環境負荷と労働力不足、色々な飼料の配合のこととかいろいろ考えておられるというお話がありました。具体的に農場 HACCP とか畜産 GAP とかそういうこともお話されましたけれども、そういうそのしっかり配慮の高い畜産物に関して、私たちがわかる仕組みとかその辺はいまどんどん進んでいるのかどうか、教えて頂けるとありがたいと思いました。よろしくお願ひ致します。

東京農工大学新村教授 最初の質問につきまして私のほうから回答致します。全体の方向性としては、なかなか難しいんですけども、既存のケージというものが9割というなかでやはり一定割合で例えば過密なものすごい詰め込んだような飼育方をしている現状もあるという、正直まだその段階ということなんです。それを最適化していくなかで、まずはそこから脱出してこう、改善していきましょうというのがまずは1つの目標で、おそらく94%がケージだとするとその94%すべてが

最適化の方向に向かっていくというところは向かっているんじゃないかと思っています。その先にあるケージフリーのところはやはり価格のリスクですとかいろんなリスクがあるなかで消費者ニーズも少ないなかでどうしようかっていうところはかなり悩まれていると思っていますけれども、全体としてはそのケージシステムの最適化というところに向かっていっているのではないかなと私は思っています。

加賀谷委員長 ありがとうございます。では近藤さんですかね、近藤さんのほうにもひとつご質問を頂いているかと思いますがそちらについてご回答頂けますでしょうか。

中央畜産会 農場 HACCP の前にですね、先ほどの私の資料の最後から 2 枚目を見て頂きたいんですけども、スライド 27 ページになります。これがいま畜産における JGAP の認証の取得数（今年 5 月 1 日付）ですが、全体で 274 経営体ということで、少しずつ増えてきてはいますけれども、分かり易く言いますと、酪農家がいま 13,800 でそのうちの 43 という状況でございますので、割合としては非常に少ない。それから具体的な数字はいま手元にないのですが、農場 HACCP につきましては、400 を超える農場数が認証を受けておりまして JGAP と農場 HACCP（畜産）を両方取得しているところもいくつかございます。農場 HACCP につきましても、毎年かなり大きく、100 戸ずつ増えてきているというところでございますが、全体の割合としては数%というような状況でございます。それから、私への質問じゃなかったのですが、さきほどアニマルウェルフェアの基準の英文化のお話がありましたが、OIE という国際獣疫事務局という国際的な組織がございまして、そこで世界各国で議論されて定められたものを、逆に日本語に落としていく、それで日本の実態を踏まえておりますけれども、そういうことですので、国際基準と大きな齟齬は無いかと思えます。ただし、OIE の基準も鶏については、大きな意見の隔たりが国ごとにあるということで、まだ最終的な決定には至っていないというふう聞いております。私への質問ではございませんでしたけれども、補足させていただきます。ありがとうございます。

加賀谷委員長 はい、ありがとうございます。もう時間もありませんが、有川先生短めにお願いできますでしょうか。

有川委員 はい。わかりました。そうしましたら皆様におかがいしたかった質問 1 つに限りたいと思えます。今回調達方針を作るに当たって事業者の事業規模が違うことから最低守るべき基準と最先端の基準という 2 つのイメージを念頭に置いて議論を進めるということがあろうかと思うんですけども、今回はアニマルウェルフェアに関してどういった差異をつける方法があるとお考えかを、それぞれの方にお伺いできればというふうに思っておりました。

加賀谷委員長 ありがとうございます。では新村先生からお願いできますか。

東京農工大学新村教授 もう少し詳しく質問を教えてくださいませんか。

有川委員 冒頭に少し協会の方から御説明をさせていただいたかと思うんですけども、オリパラの場合は比較的事業規模が大きい方が調達に関わっておられたんですけども、今回の万博の方では比較的中小規模の、例えば、少し小さなカフェとか飲食店とかが出られたりとか、物産展とかに小さな事業者さんが出られたりとかそういったケースがあると思うんですけども、ということです。

東京農工大学新村教授 ありがとうございます。難しいですね。2 つ基準を作るとすると、結局価格差も出てくるので、企業で大きなところは投資しやすいですが、中小企業は投資しにくいところがあると思えます。リスクを回避してでもペイするところが現れるかというのは、私は企業に委ねられるんじゃないかと思えますので、とりあえず 2 つ出すというところは賛成だということになります。答えになっていないかもしれないですが、以上です。

加賀谷委員長 はい、ありがとうございます。近藤さんお願いできますか。

中央畜産会 OIE というところで作られたものですからそれに加盟している国であれば基本的にはそれに準拠した生産を推進しているということだろうと考えてよいんじゃないかと思えます。ただしそれらを認証する仕組みというのが行き渡っているわけではないだろうと思えますので、国としてそれを進めています。日本においても国の指針として今まであるものを国の基準に大きく上げていくという作業がされていますので、それは近々実現するだろうということで検討されていますので、それをどう確認するかが難しいところではあります。その国で作られているということでもあります。鶏についてはまだ固まっていないの

で難しいが、日本としては今 OIE の案が出ているので、それに準拠して作っています。万博が始まるころにはそれが策定されているだろうと思いますのでそれに準拠して作成される。さらに推奨と言いますか高いハードルと言いますか、であればここにある JGAP なりグローバル GAP、あるいは農場 HACCP プレミアムといった認証制度に基づいたものを推奨するという形が良いのではないかと思います。ただし、衛生的なものは検疫などちゃんとクリアされているものをお願いしたいということ、それからもう 1 つはハラルについての配慮も必要かと思っています。私からは以上でございます。

加賀谷委員長 ありがとうございます。岡田様先ほど少しだけ意見いただいていたかと思いますが、短めをお願いいたします。

アニマルライツセンター 私のスライドの 15 ページ目にまさに基準を出させていただいているんですけども、この中に我が国の指針は全く入れておりません。というのも、やはり国の指針でやっていくというのは先ほどの評価の中にあつた G ランクをそのまま踏襲するということに過ぎないわけなんです。こういったことを払拭していく、そういった万博であってほしいと思いますので、少なくとも国際基準、国際水準をクリアすることがまず最低ラインとしてこの万博のこれから企業として日本の企業が飛躍していくというところに向けては必要なものだと思います。さらにその上であればやはり国際的にも認められるような放牧やオーガニックというものを取り入れていかないとおそらく評価は難しいだろうと思います。ぜひレガシーが残るような万博になるとよいなと思っております。

加賀谷委員長 ありがとうございます。まだまだ皆様からの質問があるかとは思いますが時間を超過していますので畜産物についてはこれにて終了とさせていただきます。大変貴重な講演をいただき、3名の皆様ありがとうございました。

・個別基準（水産物）に関するヒアリング

加賀谷委員長 続きまして水産物関連のヒアリングに移りたいと思います。東京オリパラの水産物調達コード策定時に特別委員としてご参加されていた水産研究・教育機構顧問の大関様、ご説明をお願いいたします。

水産研究・教育機構大関顧問 大関です。どうぞよろしくお願いいたします。本日はここに示したようなお話をさせていただきます。と申しますのも、水産資源は皆さんがお考えのような資源と若干異なる部分もございますのでその点をご説明させていただきます。次お願いします。

水産資源の特徴といたしまして、ここに挙げました 3 点のことがございます。つまり、魚あるいは貝は海の中で自動的に再生産をしていると、ですのうまく利用すれば持続的に使えますけれども、取り切ったら終わりになるというようなことございます。それから、2 点目といたしまして、取るまでは誰のものでもない、漁獲されて初めて人の所有下に置かれる、こういうものをどうコントロールするかということが問題になるというのが 2 点目でございます。3 点目は、魚は見えないということです。つまりどれだけいるかは分かりませんし、どれだけ子供が生まれてくるかもわからない、ただし分かるのはどれだけ獲るのかという部分であります。次お願いします。

こうした中で世界の漁業がどんな状況にあるのかということをもとめたのがこの図です。このうち生物学的に持続可能な状態にあるというのが下のブルーに塗ったところです。上の赤の所は持続可能でない状態で過剰に漁獲されているということになります。これは種類あるいは群れの単位で書かれていますので、漁獲量で見ますと持続的に利用されている資源というのは約 8 割になります。まだ開発の余地がある資源というのは世界中で約 6%しかないとされています。この状態をどう捉えるかということについては、2つの異なる意見がございます。次お願いします。

一つは全資源の 94%が完全にあるいは過剰に漁獲されているということを重視しますと、食料生産を大幅に縮小して低下した資源を回復するべきであるという結論に至ります。つまり、この考え方は海の生物や資源はできるだけ手付かずの状態にあることが望ましいという考え方に基づいています。一方で、全体の 66%が完全または不完全な開発にあつて、34%のみが過剰に漁獲されているのだと考えてみれば世界の食糧自給も満たして飢餓や貧困を撲滅していくという

目的のためには、わりあいうまく利用しているという考え方があります。どちらも 3 割ちよつとを超える過剰開発をどうやって減らしていくかということが非常に問題になっております。次お願いします。

そこで皆さんよくご存じの SDGs がございますけれども、水産に関しては 14 番目、海洋にかかわる部分はよく議論にされるんですけども、今申し上げたように 2 番目の飢餓への対処と食料安全保障、8 番目の持続的経済成長という部分も同時に考えていかなければいけないところが非常に問題です。次お願いいたします。

こういった海の資源に対して日本と欧米諸国はどのように管理をしてきたかということについて漁業制度に大きな違いがございます。欧米諸国の法制度は海の資源や自然の恵みはすべての国民が平等に利用する権利であると。その資源を管理する責任は政府にあるのだという考え方です。ですので、政府は資源がどれくらいあるのかを調べてそれをトップダウン的に皆さんに割り振る。それを漁業者間で自由に取引する、自由競争するというような制度のもとに欧米諸国の漁業制度は成り立っています。日本ではこれとは若干異なりまして、資源の管理あるいは執行という役割の一部を政府ではなく、地元の資源利用者が担うという制度を採っています。これによりまして地元漁業関係者が非常に特定されていて漁協や漁業権が発達し、地元ルールを知らない人はそこでは漁はできないということが起きますけれども、制御、管理のための経費が非常に少なく済むというメリットがあります。最近では国際学会や国際関係機関ではこれを Co-management と呼びまして、非常に効率的な管理手法であると評価しています。我が国、あるいはアジア太平洋やアフリカ沿岸諸国では多様な魚を規模が小さい漁業者が多数利用するということでありますので、日本型の制度のほうが適用しやすいと言われております。次お願いします。そういった漁業について我が国がどのような管理をしてきたかということについて簡単にご説明いたします。平成 30 年まではここにあるような魚種について、全部の漁獲量を足しますと日本の漁獲量の約 7 割になるんですけども、これらについて資源を評価してその割り当て、過剰な漁獲であるとかこれはこれくらい獲っていいというようなことを計算してきました。ところがその後漁業法の改正がございまして、これは 70 年ぶりの漁業法の改正だったわけです。次お願いします。

資源評価の対象種を 50 数種から 192 魚種まで拡大するという整備を令和 3 年まで行いました。これによりまして日本周辺のかんりの魚種について、資源の評価を行う体制が今整っておりまして、それが徐々に実行に移されています。次お願いします。

実際に資源の管理はどういったことをやっているのかということをご簡単に紹介します。私が所属します水研機構、あるいは県の水産試験場、漁業者団体というところからいろいろなデータを集めてまいりまして、これを評価して魚がどれくらいいるのか、あるいは今年は何くらい魚が獲れるのか、あるいは魚種によりましては、どのくらいまで獲っていいのかということをご計算いたします。次お願いします。

左側の所に水産機構と書いてあるのは資源評価、前の図で申し上げた資源評価ですけども、その結果を各県に下してまいりまして各県の資源管理指針というのがございまして、それに基づいて漁業関係団体が資源管理計画を作って実際にその計画に従って獲るといったことを行っています。この資源管理計画というのは後々オリパラでも話題になりましたので名前を覚えておいて頂ければと思います。次お願いします。

今のような制度がどのように適応されているかを図示したのがこの図であります。日本の漁業管理制度は三段階に重層されておりまして沿岸に非常に近いところは地元の漁業者が漁業権を行使してその場での維持・管理・操業をします。それから少し離れたところでは知事許可漁業と申しまして、各県知事が漁船の隻数、あるいは漁獲方法、あるいは操業してよい海域等を指示してそこで漁業をする。それからさらに沖合では農林水産大臣が漁船を許可して操業します。こういったような仕組みが成り立っています。と申しましても、それぞれの所で異なる魚が獲れるわけではなくて同じ魚が獲れているということでありますので、この間で漁業の調整が行われます。資源管理計画というのはそれぞれの段階に関与する人が自分たちでどのくらい資源を守るかということをご科学的な知見を考慮しながら作っていくというような仕組みでございます。それぞれの漁業団体にはお互い同士でお互いを監視する、とも監視と呼びますけれども、こういったような仕組み

がございます。特に沿岸では漁協がその海域を管理するというようなことを行っておりますので、税金が少なくて管理ができるということになっています。次をお願いします。

先ほどの資源管理計画ですけれども、現時点では総計画数 2,100 ございます。原発問題でまだまだ十分な操業はできない福島県だけ白色になっておりますけれども、各県に関してかなりの数の資源管理計画が定められております。先ほど申し上げました新漁業法の下でこの資源管理計画は資源管理協定というものに名前を変えることになっております。この部分で非常に大きな部分は上から 2 つ目と 4 つ目にありますけれども、資源評価結果に基づいて資源管理をする目標を設定しなさいということと、それから 4 番目にありますように公表して透明性を図ることが謳われております。すでに大臣許可の 5 つの漁業は資源管理協定に移行しております、今後その他の資源管理計画も協定に移行することが見込まれています。次をお願いします。

関連して、水産研究機構が科学的に情報を提供するというで行ってきた SH“U”N プログラムについて簡単に示しております。次をお願いします。

オリパラの調達基準について、あとで議論になるかもしれませんが、左側に概略項目をまとめますと、法令順守、それから先ほど申し上げた資源管理計画があること、養殖物では洋上改善計画があること、各種法令を守ること、それから水産エコラベルを取得していること等が定められておりました。ところがこの調達基準が決まった後で環境 NGO による批判が非常に強くなりまして、エコラベルの認証を取得していないものであってもこの資源管理計画や漁場管理計画があればよいというのはおかしいではないか、なおかつこれらの計画は非公開であるということであれば、外から見てそれがどのようなものかわからないことはおかしいという批判がありました。先ほど申し上げたように新漁業法の施行に伴いまして先ほどの資源管理計画は資源管理協定、つまりすべて公開するという制度に令和 5 年までに移ることになっております。養殖に関係する漁場改善計画につきましては、我が国の養殖政策というのが今年から来年にかけて非常に大きな転換期を迎えますので、来秋に向けて見直しが検討されております。世界基準の水産エコラベルを軽視しているというご批判もございましたけれども、これについては後ほど大日本水産会さんからご説明でございますけれども、MEL ジャパンという認証が GSSI、世界基準を取得しまして認証数を着実に伸ばしているということがございます。これらの結果から漁業法改正と関連するここ数年の施策の推進によりまして、オリパラ調達基準策定時に指摘された点のいくつかは順調に解決される見込みだろうと私は考えています。次をお願いします。

これが国内における水産物認証の状況であります。次をお願いします。

最後に蛇足になりますけれども、水産業の持続性から注目すべき最近の問題について簡単に触れます。1 つは生息環境の破壊、それから 2 つ目は急速な地球温暖化による分布回遊域の変化というのがございます。それからみなさんご存じの通り水産物消費が非常に低下しているという問題もございます。さらには我が国が水産物をあまり消費しなくなったのに相反しまして、お隣の国例えば中国でありますとか、北朝鮮でありますとか、非常に大量に漁獲を行っております。特に IUU 漁業、無報告、無規制と言われますけれども、そういった漁業が三陸沖あるいは日本海などでかなり広く行われているということが問題になっています。さらに中国等の遠洋漁業における奴隷的な労働環境にどう対処するか。それから水産物におきましても養殖生産の拡大と水産におけるアニマルウェルフェア。特に欧米における、我が国でよくみられる活け作り文化への嫌悪感というものをどう扱うかということについてもある程度考慮しておく必要があるかと考えています。以上です。ありがとうございました。

加賀谷委員長 はい、大関様ありがとうございました。水産物に関しましても後ほどまとめてご質問を受け付けさせていただきますのでお待ちください。続きまして、水産物の総合的な業界団体であります大日本水産会の常務理事でいらっしゃいます長岡様にプレゼンテーションいただければと思います。よろしく願いいたします。

大日本水産会 はい、大日本水産会の長岡でございます。本日はこのような機会を頂き誠にありがとうございました。実は本日担当からご説明をする予定だったんですけれども本人の都合で急ですが私のほうから直接説明をさせていただきます

ます。開けていただければ幸いです。まず、私どもの大日本水産会でございますけれども、今年で創立 140 周年を迎えます水産業界団体でございます。主な活動としては業界の要望を取りまとめた政府への要望活動でありますとか民間の漁業交渉の窓口、各種情報収集周知等、その他水産関係のイベントを主催、講演等を行っております。その中で 2007 年に世界的な流れ、それから FAO が発出したガイドラインに沿ってマリン・エコラベル・ジャパンを設立、その後これが組織としてとして独立した後も、その活動を支援しております。この私どもの資源の持続的利用としての事業の中の水産エコラベル、特にマリン・エコラベル・ジャパンについてご説明をさせていただきたいと思っております。開けていただいて、マリン・エコラベル・ジャパン、MEL と申しますけれども、日本の多様性に富んだ自然環境、小規模経営を主体とした産業の構造、これに対応した日本発の水産エコラベルとして 2016 年に大日本水産会からこれが独立をし、国際標準化、世界に認められる水産エコラベル。これを志向し、内容改正・再編をして、活動してございます。もう一つの特徴としては、漁業と養殖、両方のスキームを有した制度を取り組んで参ります。これは先ほど大関様から話がありましたけど、2019 年に世界的な認証機関である GSSI の承認を 9 番目に取得しました。アジア最初のスキームということになります。これはグラフにありますように、ここ 3 年間で認証件数が急上昇、順調に伸ばしております、現在 200 に迫るという状況でございます。このマリン・エコラベル・ジャパン MEL の仕組みについてですけれども、これは生産者である漁業者と養殖業者が資源管理と生態系の保存に着実に取り組んでいること、その生産物を流通加工業者さんが他の製品（非認証水産物）と混ざることなく、次の事業者へ引き渡し、消費者まで届ける。これが水産エコラベルの仕組みになります。次を開けてください。

認証の状況ですけれども、東京オリパラの時点では、認証数も大変少なく、認知度もまったく上がらなかったですけれども、その後 SDGs やエシカル消費などの認証の意識拡大に伴いまして、認証の取得が拡大し、特に大型小売店の取り組みによりまして、露出度も上がり、認知度も上がってきている状況でございます。MEL としましては、今後 5 年間で 500 まで認証数を伸ばしていきたいというふうに考えております。次を開けてください。

水産エコラベルは世界的には 140 を超えるというふうに言われていますけれども、国際的に認められた、つまり先ほど申し上げました GSSI・グローバル・シーフード・サステナブル・イニシアチブですけれども、この承認を得たのは現在 9 件というふうに承知しております。ようは FAO のガイドラインに合致をし、適正に活動をしているということが認められているということになります。

ざっと申し上げますとこの中で我々が今良く目にするのは何と言っても下段の MSC さんとか ASC さんになると思えます。これらは国際的認証ですのでグローバルな認証スキームということになります。一方上段左のアラスカですとかその下のアイランド、そして一番下になりますけど私共のマリン・エコラベル・ジャパンはローカルスキームになります。日本で活動を実践して製品として流通をしているというのは私の知る限り MSC さん、ASC さん、上段の BAP さん、それと MEL というところなんです。説明は以上なんですけれども、結びにあたりまして、SDGs に貢献をする万博、こういう視点から業界の取り組みの一つの例としてこの水産エコラベル、マリン・エコラベル・ジャパンを説明させていただきました。一方で先ほど大関さんからご説明がありました通り、日本では東京オリパラの調達基準が設定された以降に漁業法が改正・施行され、資源管理の手法が大きく見直され、それらの取り組みの透明性を増しているところです。加えて水産物の流通適正化法は制定されまして、IUU の排除のための政策を更に進めていると承知しております。水産エコラベルを取得していない事業者さんでも政府・水産庁の政策にのっとり自主的な取り組みで資源の持続性に配慮されている事業者の方は大勢であるという訳でございますので、調達の基準を策定されるに当たっては、これらの事業者を閉め出すような、特定の認証に限るというような施策は適当ではないということも、業界を代表する立場からも申し上げておきたいところでございます。以上でございます。どうもありがとうございました。

加賀谷委員長 はい、ありがとうございました。それでは続きましてコンサルティング会社として持続可能な水産物の在り方を目指して活動されていますシーフードレガシー副社長の山内様にプレゼンテーションいただければと思います。よろしくお願いいたします。

シーフードレガシー よろしく申し上げます。シーフードレガシーの山内と申します。次申し上げます。

これまでも大関顧問または大日本水産会様から色々ご説明がありましたので重複する部分はそちらにお任せしたいと思えます。東京 2020 オリパラの調達コードのレガシーとして、NGO も含めまして、弊社は多様な企業様であったり、水産物を調達されている企業様または持続可能な水産物の推進に日々努力している NGO または政府の関係者と共に日々協働させていただいております。その中で、レガシーとしていくつか挙げられている点がありますので確認させていただきたいと思えます。こちら東京オリ・パラアクション・アンド・レガシーレポートから策定して WWF ジャパンさんが公開されておりますけれども、最優先とした認証原料による調達の実現というところが輸入の詳細の割合等も含めると 94.7% 達成していると推察されています。また、国産の食材を主に提供するカジュアルダイニングの比率を見ましても、認証製品で約 75% がカバーされたのではないかと推察されておりまして、本来ある持続可能な調達のために必要な項目を担保する方法をチェックする方法としては、やはり一つ、認証制というものがかなりアクセスしやすいものとして認識されて使われたことがレガシーとして挙げられると思えます。またこの点はあまり色々なところで報じられていないですけれども、今回参考資料の 4-3 としてお配りされております実際の調達コードそのものの中でも、上記認証でない場合にどのように担保するかという点について、実は 4 の (3) のところに認証取得を目指し、透明性・客観性を持って進捗確認が可能な改善計画に基づく漁業・養殖業より、上記 2 の 1、4 を満たすことが別紙によってしたがって確認された場合には、これが優先的に調達されるべきものとして入っております。これは漁業改善プロジェクトとよく言われる世界的に注目されているプロジェクトの在り方なのですけれども、これがこうした国際イベントで調達の優先対象となったのは実は東京 2020 が初めてになっております。もう 1 つは認証製品で担保されるというプラクティスが広まったということも含めて、また色々な企業においても持続可能な水産物調達方針が必要であろうということがかなりその後進んだという意味では、オリパラの調達コードというものが残したレガシーも一定程度あったというふうに見られています。次申し上げます。

残された課題といたしましては、先ほど大関顧問のご発表の中にもありました、認証が取れていない場合にどういった担保方法で持続可能なコードに見合っているのかをチェックするのかがというところで、資源管理の計画があるものであったり、漁業環境の維持・改善に関する計画があるものということがきていたんですけれども、これも先ほどのご発表の中にもありました SH"U"N プロジェクトであったり、NGO といった研究機関等が公表しているガイドやレーティングというものを上手く使うというところまで議論が至らなかった、ということがあるのかと思えます。どうやって担保するのかという意味におきましては、こうした国際的なレーティングのアライアンスにも従った形で日本国内で開発されて公表されているものというの今一度検討されるというのはよろしいのかなと思っております。次申し上げます。

実際に漁業法の改正に基づきます資源管理の在り方、または資源の回復に向けた管理計画というものはかなりサイエンスベースでどんどんと立ち上がっております。これは 2025 年に向けてより強い方向性で進んでいくと見えております。一方でこちら水産白書より抜粋させていただいておりますけれども、私たちの耳馴染みまたは食卓に馴染みあるような資源であっても漁獲の強さ自体が今少し強すぎるですとか、資源状態があまり良くないというものはあるわけで、こういうものは 2025 の資源回復に向けた管理計画をどうやって後押ししていくのかということも含めて、スナップショット的に作成されるものではなくて、その先の 2025 年までにどう資源管理後押しするのかという部分も問われてくる、そういった時代に入っているのかなと思っております。次申し上げます。

同時に、2020 年のオリパラの調達コードを作成されていた際には、そこまで厳しく国際的にも、また国内でも注目されなかった課題が数点ございます。その点について少し詳しくお話をさせていただきたいと思えます。1 点目は、これも大関顧問の発表の中でも触れられておりましたけれども、IUU といわれる漁業の存在、それから昨今かなり指摘がされ

るようになってきました漁船漁業における、または養殖現場における人権侵害の問題というものがございます。こちらは先ほど大日本水産会様の最後のコメントの中にもありましたけれども、水産物流通適正化法、本来の名前は特定水産物等の国内流通の適正化等に関する法律という長い名前なんですけれども、引いては違法な水産物、違法に採捕された水産動植物の流通を防ぐために色々なデータの保存ですとか、事業社会における情報の伝達を義務付ける法律になります。こちらが今年 2022 年の年末には省令も固まって施行される予定になっております。また、企業による人権デューデリジェンスの導入というも弊社の方で色々お話をさせていただく企業様においてはかなり問題意識をもって進んでいるのがここ 1, 2 年の動きになりますので、2025 年にはこういったところがかなり大きな課題になっているだろうと思われれます。トレーサビリティにおいても東京 2020 では、トレーサビリティが確保されているものを優先的にというような言い方だったのですが、実際にはトレーサビリティ、しかもどういった重要データ要素を取り込んでいくのか、ということが国際的にも調和したもので揃えていけないという状況が 2025 年には来ると考えていただいて良いと思っております。トレーサビリティがある・なしではなくて、あるのは当たり前で、その中でどの情報をちゃんと国際的なプラクティスに沿って、しっかり担保できているのかということが大きく課題になってくるかと思えます。次をお願いします。

そうしたトレーサビリティの改善なんですけれども、こちらは EU で IUU 漁業の撲滅に取り組む多くの NGO が協働で作成した報告書によりますと、やはり水産物のトレーサビリティそのものの目的が安全性だけではなくて IUU 漁業由来の原料の流入はどう防ぐのかという観点にかなり重きをおくようになってきているということ。この部分はやはりここから 2025 年までにかなりやり方を変えていかないと難しいところだと思います。同時に、根本である漁船漁業で漁獲をした時の証明書ですね、この時のデータがどこまで収集できるのか、または確認できるのかということも国際的なハーモナイゼーションが進みつつあります。次のページお願いいたします。

これはちょっと細かいんですけども、実際に EU やアメリカ、それから各マグロ類等を扱う国際的な地域漁業管理機関でどういふものを漁獲証明書の中に情報としている埋めることを義務付けているかという表になります。グリーンのところはこの EU で活動する NGO 群が推奨している項目になるんですけども、多くを見るとやはり欧州連合であったりアメリカ合衆国でのトレーサビリティの改正というのが、かなりこうしたものに望ましいものに近いことが見てお分かりいただけるかと思えます。日本の水産物流通適正化法においてもこういったものをどう 2025 年までに改めていけるのか、またそれがこうした個別の国際的なイベントの中で収集できて保管していくのかということが 1 つ課題になってくるかと思えます。次をお願いいたします。

もう一点が人権侵害問題の対応なんですけれども、こちら現在の公開されているゴーストフリートという映画カラーのポスターを拝借しております。こちら本当にも実際に船上で起きていることをかなり具体的に報道しているドキュメンタリー映画になりますが年々船上での人権侵害の摘発というのは増加しております。ですので人権デューデリも含めて責任ある調達の必要性というのがこれまではパームオイルですとか他のコモディティに比べて若干遅れていたくらいがあるんですけども、2025 年にはかなりホットスポットになってくるだろうということが言えるかと思えます。次をお願いいたします。

そういう意味では水産物に特化したリスクアセス、人権のリスクアセスをどうするのかということもようやく国際的にいろいろなハーモナイゼーションが起きてきています。特に全てに当てはめるのかどうか、今回も多くの事業者様が参加をされて、長い期間やられる中で、どういふものをリスクアセスの対象にしていくのか、全てなのかという疑問が How のところであるかと思うんですけども、漁船漁業の場合には洋上で転載、つまり船から船にものを移動させて寄港地に送るケースであったりですとか、外国人乗組員が極めて多い漁船であるとか、海上での作業が 90 日以上に及ぶようなケースとか、色々リスクの大きいところがすでに指摘をされていますので、こういうものに当たるかどうかということは一つこれから策定される中では、十分参考にいただけたところなのかなというふうに思います。

ありがとうございます。私の方からは以上で、先ほどからあるコード自体をどういふふうに、レベル感を高いのか下げるのかということではなくて、それを担保するための方法について小規模な事業者もどういふふうにアクセス可能にしていくのかとい

う点が話し合われるべきかな、というふうに思っておりますことを最後に付け加えさせていただいて、私からは以上とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

加賀谷委員長 山内様ありがとうございました。それではただいま水産物に関しまして水産研究・教育機関大関様、大日本水産会様、シーフードレガシー様からそれぞれプレゼンテーションして頂きましたのでご質問いただきたいと思います。高橋先生、お願いできますでしょうか。

高橋委員 はい、宜しく申し上げます。大関様に一点だけご質問させて頂ければと思います。3 人ともに本当に貴重なご報告ありがとうございます。東京五輪の時と比較して日本の認証やまた漁業法等色々な法制度自体も非常に改善が見られてきた、というようなところもご説明いただいて大変参考になったところですが、そこに関連して一点だけご質問させて頂ければと思うんですが、MEL についてはバージョン 2 が GSSI を取得されたという状況があるということなんですが、養殖ラベル AEL について何らかの改善っていうのは、大関様の方からこういう点を改善されているというようなところとかそういう部分ってあるんでしょうか。というのはいろいろ話伺ってラベルの方を見させていただいたんですが、その認証がしっかりと対応されていると思うんですが、ただこのウェブサイトを見る限り、ほとんどなんか情報が無いという点ですけれども、あの認証の内容と認証の実績ぐらいのような形のところが情報がわからなかったものですから、もし可能であれば教えていただければと思っております。よろしく申し上げます。

加賀谷委員長 では、大関様申し上げます。

水産研究・教育機構大関顧問 大関です。養殖につきましては AEL が MEL に実質上統合されるという流れを組んでおりますので、私の後にご説明いただきました長岡さんの方からご説明いただく方が的確かと思います。宜しく申し上げます。

加賀谷委員長 長岡さん、申し上げます。

大日本水産会 はい、長岡です。ありがとうございます。AEL さんは大関さんがおっしゃるように、私どもの MEL がですね、養殖の認証スキームの活動を開始したときに話し合いをして、AEL さんが持ってらっしゃった認証事業者さんを私ども MEL が引き継ぐということで合意を一旦しました。MEL の方に統合するという方針が決まったんですけども、端的に申し上げますと、MEL の認証スキームになかなか難しいという事業者さんはまだ AEL さんを続けてられるっていうのは実態だと思います。一方、私も承知はしていないんですけども、認証数があまり増えていると思えませんし、市場でも見かけませんので、しっかり活動されているかどうかというのは私どももちょっと詳しくは存じ上げかねるところです。いずれにしても AEL の認証事業者さんが MEL を受けたいということに関しては、積極的というか十分受け入れる態勢をつくってはいるところです。以上です。

高橋委員 ありがとうございました。

加賀谷委員長 はい、ありがとうございました。また、この認証の制度につきましても改めて我々でも議論させていただきたいと思います。その他ご質問いかがでしょうか。よろしいですか。非常に分かりやすいプレゼンテーションであったかと思えます。3 名様とも、では崎田先生、お願いできますでしょうか。

崎田委員 すいません、一点だけ。最後にお話いただいた山内さんの方にちょっと教えていただきたいんですが、最後の方での方でいわゆる働いておられる方の労働環境の問題とか最近非常に関心が高まっている、問題意識が高まっているという話がありました。普通いろいろな持続可能な認証っていうのは労働環境の話も入っているというふうに一般的には思っているんですが、水産エコラベルのいまのこのままの表で見せていただくと、MSC、ASC、MEL、そして世界的に認証されている MEL とか、この流れはあまりその辺の労働環境はまだ入っていない、ほとんど資源を大事にっていうところで、作られているという理解でよろしいんでしょうか。

シーフードレガシー ご質問ありがとうございます。はい、GSSI 自体が FAO のガイドラインに従って認定しておりますので、そちらに人権の問題は入っておりません。ですので、この中に例えば人権の問題もまたは労働環境を含めて認証のスタンダードを設定されているところもありますし、それが入ってないところも実際にはまちまちになります。

崎田委員 ありがとうございます。これからの部分だということですね。どうもありがとうございます。

加賀谷委員長 長岡様お願いできますでしょうか。

大日本水産会 はい、ありがとうございます。念のため申し上げておきますと、マリン・エコラベル・ジャパンの認証規格の中の第一項目の中に、その組織、事業者さんの資格というものがござります。その中に、労働環境であったり、児童労働を禁止する項目はしっかり入ってござります。以上です。

加賀谷委員長 ありがとうございます。グローバル認証でも、その意味では同じような位置づけとみればよろしいんでしょうかというのは、これは、長岡様にお伺いしてよろしいですか。

大日本水産会 詳しく存じ上げているわけではありませんけれども、半分想像ですけども、MSC さん、ASC さん、両方ともしっかり入っているというふうには私の方では想像しております。

加賀谷委員長 ありがとうございます。

大日本水産会 今ですね、GSSI 自体がバージョンアップをしているところで、それに私どもも対応しようとしているところですけども、そこにはしっかり課題として人権問題に対しては対応するという方針であることを伺っております。

加賀谷委員長 ありがとうございます。その他いかがでしょうか。よろしいですか。また、我々また議論させていただく中で、様々なポイントが出てくるかと思えます。また、水産研究・教育機構大関顧問、大日本水産会様、シーフードレガシー様にはいろいろ教えて頂きたいというふうに思います。本日は大変分かりやすいプレゼンテーションをありがとうございました。

・個別基準（パーム油）に関するヒアリング

加賀谷委員長 では、最後にですね、パーム油に関してのヒアリングを進めさせていただきたいと思えます。パーム油に関しては、次回のヒアリングでも専門家へのヒアリングを予定しておりますが、本日は業界団体としてですね、パーム油などの油糧の安定輸入等に取り組みられております、油糧輸出入協議会様にプレゼンテーションをお願いしております。専務理事の井上様、お願いできますでしょうか。

油糧輸出入協議会 弊協議会のメンバーは総合商社の人たちからなっておりますので、日本へ買い付けされる食用パームについては、ほとんどが弊協会のメンバーの手を通過して輸入されています。その関係もありまして、私は東京オリパラの持続可能なパーム油の調達委員を勤めさせて頂き、いろいろな勉強をさせていただきました。今日はまたこのような機会を頂きまして、大変ありがとうございます。既に事務局の方から資料をお配りしていると思えますが、パーム油の持続可能な認証制度には民間の RSPO、マレーシア政府が主導しています MSPO、インドネシアの ISPO がありまして、この 3 つが東京オリパラでも承認されました。

当時から議論になっていたのは、この 3 つの制度にはそれぞれ長所と短所がありまして、日本側で使う食品会社や消費者にデメリットも生じさせてしまうこともありますから、デメリットを防ぐためには、パーム油を使うメーカーや消費者に選択の自由があるように、逆に言うと寡占化による独占になってしまわないことを考慮して、東京オリパラでも 3 つが認められた次第です。この状況につきましては詳細をお手元に配りました説明ドラフトにまとめておりますので、ご覧いただきたいと思えます。

1 枚目ですが、当たり前の内容ですが、持続可能な原料調達をするために重要なポイントとして、5 つ書かせていただきました。日本で持続可能性を広範に普及できる体制をつくるという点では、日本では持続可能なパーム油というか、パーム油そのものがまだ消費者や川下の流通段階では知られていませんので、ほとんど普及していないという状況にあります。この点はたぶん委員の方々にご理解いただけるかなと思えます。そのために、生産地側で政令などによって普及に

強い実行力のある仕組みをまず組み立てることが必要であると考えられます。逆に言いますと、もしいろいろな制度に会員制の形態で参加するような場合、それが特に任意の会員制ですと、持続可能な原料への参加そのものが進まないという状況になりかねません。もしも産地全体をサステナブル化して生産物全体もサステナブル化する事を進めるために、何らかの法令や政令などを用いて強力に進める体制が必要であると考えます。

2 つ目のポイントですが、これも当たり前の話ですが、サステナブルルールに必要なものは、世界的なグローバルスタンダードを導入する事です。

次のページで3番目ですが、不必要な認証コストが持続可能性に付加されることになると、農民には小さな零細農民も居ますし、食品メーカーさんには小さなところもありますので、このような方々の負担を増やしてしまうということになります。この不必要なコストを減らす仕組みや方法を進める必要があると考えています。もしも認証制度のためにコストが大きくなってしまいますと、結局回り回って産業界全体と消費者のコスト負担になりますので、長い目で見たら社会全体の持続可能性に寄与しないという状況になります。それから、現在の状況を見ていると、大手企業さんはコスト負担を含めて認証油への対応が進んでいる状況ですが、潤沢な資金がない中小の農園や、零細農民の方々にとっては不必要にコスト負担が重いと、サステナブルが進まないのが今の現状です。つまり、大手企業と中小の格差が発生しないように気をつけなければいけない点にも留意が必要です。

4番目のポイントですが、認証制度は農業の産業界全体が一律な公平なルールを使えるようにしたほうが、産地ではパーム油だけでなく、他の農産物も作られていますし、海外から来る労働者、つまり出稼ぎ労働者も、その国に来て、イミグレーションのルールに従っていますので、国全体のルールに沿った制度を作っていく事で、パーム油以外のどの農産物とその労働者にとっても公平な一律なルールになるのがSDG'S全体を考えれば良い事と考えられます。

それから5番目ですが、皆さんもよくご存知の通り、サステナブルな産地から最終的な消費者までの流通についてトレーサビリティが確保できるルールを作る必要があります。さもないと、最終商品が本当に持続可能な産地から、あるいはサステナブル原料なのかどうか、消費者が信用しなくなってしまうという問題がありますので、トレーサビリティの確保は非常に大切な問題です。

ということで、次のページにお配りした資料にこれらのポイントの詳細を書きました。

持続可能な広範な普及についてもう少し詳しくご説明させていただきたいと思えます。1点目です、RSPOについては、民間の会員制の組織でして、会員に加盟するのは、自由意志であるために、産地の生産者全員に広範な持続可能を進める実行力は、法律による義務化をしているMSPO、ISPOに比べますと弱くなっています。MSPOとISPOは、法律による義務参加ですので、産地全体が持続可能になるための普及が非常に進めやすい状況になっています。皆さんもご存知のように、RSPOが持続可能性を世界に呼びかけた10年前、15年前に比べますと、現在は持続可能性はどの国でも当然進めなければいけないテーマになっておりますので、政府が持続可能性のルールを浸透させるために、法律による強い実行力を持って進めるのは当然のこととして、マレーシアもインドネシアも両国とも認識していると聞いております。ここで日本のパーム油の調達先については、このマレーシアとインドネシアの2国からほぼ100%の輸入になっています。

それから2つ目のポイントなんですが、RSPOの場合には会員になるために入会金と年会費を払う必要がありますので、大手企業は予算化してこれに対応しているのですが、中小の農家と中小の食品企業にとっては負担が大きいの、持続可能性に参加しようという意志があっても、お金の問題で参加するモチベーションが挫かれてしまうということが起こっているようです。これがRSPOの広範な普及にとって大きな障害になっている原因の一つです。例えるとすれば、スポーツの会員制クラブや、ゴルフクラブのように会員の参加費を払ってメンバーになり、年会費も払えばプレーができますように、RSPOに参加の権利を得られるけど、それぞれのコスト負担が発生するという状況だと思います。エクセルでお配りした資

料を見ていただきたいのですが、そちらに普及状況を、書いております。ちょっと画面では非常に字が小さい状況で申し訳御座いません。

2022年の7月時点、MSPOのホームページを確認させていただきました。マレーシアのパームの作付面積は590万ヘクタールに対して、現在663万ヘクタールがサステナブルになったというマレーシア政府の認証を受けています。これには休耕地を含みますので、土地面積としては作付面積よりは大きな数字になっています。実際に作付面積の90数パーセントがパームとしては認証されたものと聞いております。つまり義務化を進めることによって、ほぼ目的が達成されてきたとの事です。一方、インドネシアにつきましては、これは2-3年ほど前の情報で申し訳ないんですが、27%まで作付地の認証が済んでおり、その後も今迄にもう少し認証が進んでいると思われませんが、この情報についてはアップデートできていない状況です。それから、RSPOにつきましては、かなり以前から、どんどんと認証を進めてきたのですが、マレーシアでは118万ヘクタールという情報でした。独自に22年7月の時点を確認すると123万ヘクタールということですので、マレーシア・パーム農地全体の21%相当が、今現在RSPOとして参加している土地面積になります。ということで、現在の産地側では、RSPOとMSPOとISPOそれぞれ認証の普及状況にはかなりの差が出ているという状況です。元の資料に戻っていただけますでしょうか。①ですね。もう1ページ前です。

一番最初に注意すべき点として、気になっている点を書きましたが、民間の認証組織に会費を払わなければいけない事を、食品産業のすべての事業者が強いられるルールにならないように、気をつけなければいけない点です。費用負担が必要になってしまう場合には、ほかの選択肢も与える形にしないと、ルールの内容次第で、サステナブルへの参加者あるいは事業者の皆さんに費用負担を強いる状況が起こりかねませんので、大変に気になっているところです。一方ではMSPO、ISPOにつきましては、法令ですので年会費や参加登録料は必要ありません。そういう意味では、零細農家や中小の食品会社にとってもサステナブルに参加する際の費用負担がありません。次のページをお願いします。

MSPOとISPOについての問題点は、産地国では法律によって推進を義務化することができるのですが、この法律は当然海外には適用されませんので、海外の輸入調達を行う国の政府あるいは団体あるいは業界などが、普及を進める必要があるという点です。さらに海外における広報宣伝の組織はISPOもMSPOも弱いので、知名度が低いままになっています。この辺が普及を進む為の課題になっています。一方RSPOは発生地であった欧州では普及活動が進んでいます。他の先進国でも資金にも十分な余裕がありますので、プロモーションを進めることができる状況になっています。

2番目です。ルールのスタンダードについて、グローバルスタンダードという意味では、まずパーム油のサステナブル理念にはヨーロッパから発祥しましたが、RSPOはこの理念を広めるリーダーシップをとってきました。これがグローバルに認識されるに従って、マレーシア政府やインドネシア政府も、これをグローバルのスタンダードとして自らの制度の基本にとり取り入れてきています。したがって、数年遅れになりましたが、MSPOはRSPOと同様なルールを取り入れる形になり、ISPOも同じようにそれを追いかける形になってきています。一部で違う点としては、各国の農業の実態に合わせて、改正、修正している部分があります。これはパーム油だけではなく、もっと広い範囲の農産物や労働環境、人権保護について起用できる法律とリンクさせているためと思われます。また、生産者全員をルールに従わせるために、落ちこぼれが出ないように、ルールに柔軟な幅を持たせている部分があります。私が持っているイメージでは、学費が安い誰もが入れるが義務教育の公立学校（MSPO、ISPO）と、学費の高い有名私立学校（RSPO）では教育方法が違うように、全員教育を目指すのか、優秀な生徒を進学校目指して教育するのか、というようなイメージの違いがあるように感じています。この点につきましては、MSPOとISPOは、欧州系のNGOからは、完全ではないのでは、という批判が出ています。

3番目のポイントです。日本社会全体のコスト負担ですが、先ほどの入会費、年会費等の会費について、RSPOの場合には、全てのサプライチェーンの参加者がこれを支払う必要があるため、産地から日本の最終製品にわたる非常に長いサプライチェーンの全員がこれを支払うとなると、社会全体ではかなり大きな金額をコスト負担することになります。こ

れがいいのか悪いのかは、いろんな議論があるところですが、できればこの不要なコストを日本全体で負荷されることなく進められれば一番良いと思いますので、RSPO が費用を下げる、あるいは無くす形になってくれば、この問題は解決できると思います。MSPO と ISPO につきましては入会金と年会費はありませんので、産地全体がサステナブルとして義務化されるので、生産されて出てくるものは自然体で全てサステナブル原料になるという状況です。これが追求すべき理想的な姿ではないかと思えます。

1 つの例として、ここにアメリカの大豆について記載しました。アメリカの政府は法律・政令によって農地のサステナブル化を進めています。農家はこの法律に従う義務がありますが費用負担は一切ありません。法律によってアメリカの大豆のほぼ全量をサステナブル化する政策にて、そうすると輸出企業にとっては、 unnecessary 費用が払われていない価格で、アメリカの大豆は競争力を保ったまま売ることが出来、日本側でも unnecessary コストを払わなくとも M サステナブルの認証証明書を得た大豆を輸入することができる状況になっています。これが 1 つの好例として目指すべきやり方ではないかなと思えますので記載させていただきました。

一方、RSPO については民間企業ですので、自社のブランド力をアピールしてプレミアムを付けて、RSPO プレミアム = RSPO は良いものだという形でヨーロッパでは進捗が進んでいます。一方で、ちょっと気になる点は、産地国全体や消費国全体のことを対象に考えた場合、認証品を売るためには会員になることが求められて、会員にならない農家や企業からは買わないというような動きが出てくれば、かつ、それが費用かかる話であれば、これ以外の選択肢を与えていないと、買い手による優越的な立場による、独占的な制度、なんて呼ぶのですかね、ということになってしまいますので、この点が非常に気になっている点です。

加賀谷委員長 井上さん、詳細にまとめて頂いておりますので、すいません。ちょっと時間超過しておりますので、おまとめいただければと思いますのでお願いします。

油糧輸出入協議会 わかりました。3 つ目のポイントには、全部がサステナブルにならずに一部が残ってしまうと、更に追加で分別の費用が発生することを記載させて頂きましたので、読んでいただければと思います。ということで、おまとめとしては一番最後に書きましたが、いろいろな制度がありますがそれぞれデメリット・メリットがありますので、買う側にとって広い選択の自由が与えられますように、委員の方々に検討していただければと思います。特に油脂原料につきましては 100% を海外からの輸入に頼っておりますし、産地国自体が今は非常に寡占化したり、減ってきています。皆さまよくご存知のように油脂の値段どんどん上がっていき、国内でも値上げが進んでいます。海外では既に値段が倍になっています。日本では未だ 20-30% しか上がっていません。これから国内でも供給のタイト化が現実化してきて、さらに値段が上がる恐れがある状況です。つまり供給が不足していますので、その中でできるだけ幅広く供給できるようなルールあるいは仕組みを導入して頂けますように、考えていただきたいと思えます。ぜひとも日本の油脂の安定供給に寄与していきたいという次第です。最後短くなりましたがよろしくお願い致します。

加賀谷委員長 はい、プレゼンテーションありがとうございました。それでは残された時間がわずかではございますが、もしご質問あれば 1 つか 2 つを受け付けたいと思えますがいかがでしょうか。では、山田先生お願いいたします。

山田委員 井上さん、どうもありがとうございました。おっしゃりたいことはよく伝わってきました。私自身、マレーシアや東南アジアの労働環境や特に外国人労働者の研究をしてきた者の立場からすると、例えばお伺いしたいのはそのマレーシアの MSPO、評価はするんですけども政府の姿勢としてわかるんだけど、現状なかなかその国内の労働法なり関係法令、それから、その労働監督っていうのがついていないという状況だと思うんですね。今年 3 月には強制労働に関する議定書を批准して非常に前向きな取り組みを見せているんですが、まだいくつかの中核的労働基準の条約を批准していない国なわけで、そういったことに関してはどういうふうに懸念というか、そういうところはもうどういうふうに考えていらっしゃるのかということ。それから、そのコストの件なんですけれども、そのサプライチェーン全体でといった時に、だしたら買い手

側の優越的地位の濫用ってような話もありましたけれども、そこをサプライチェーン全体で主となるものがシェアをしていくやり方っていうのは何か考えられるのかどうか。以上です。ありがとうございます。

油糧輸出入協議会 マレーシアにしてもインドネシアにしても政府の姿勢として国際労働協約に沿ったやり方でルールを導入しているという話は聞いていますが、一方ではなかなか全てが改善されていないという批判が出ている事も聞いています。ここからは私の意見なんですけど、逆に言うと彼らが一生懸命やろうとしていることを否定してしまうとそこでくじけてしまいまして、やろうとしていることが止まってしまうと思います。ですから、なかなかマレーシアとインドネシアが全て 100%進まないのも事実ですが、これをみなさんが応援しあるいはプレッシャーをかけてもっと進めると、お前はダメだと言うのではなくて、そのような鼓舞する対応をしていかないと止まってしまうのではないかなとも懸念をしている次第です。こんなんでお答えになりますでしょうか。

加賀谷委員長 なかなかお答えとしては、ちょっと難しい部分はあるかと思えます。ちょっと議論は、今日ではできませんので、次の質問に移りたいと思います。有川先生お願いできますか。

有川委員 ありがとうございます。山田先生の質問と若干重複するんですけども、私もその MSPO さん ISPO さんの労働者の人権の面ではやはりまだ課題があるのかなというふうに思います。で、その場合ですね、例えばそこを何かこう担保するような方法が考えられるのかというのを伺いできればと思います。もう 1 つですね、一番最後のところに農薬の管理のことですね、若干書かれているかと思うんですけども、これも RSPO さんと単純に比較すると MSPO、ISPO は若干まあ緩いと言いますか、課題があるのかなというふうに思います。このあたりどのようにとらえておられるのか、そのあたりを伺いできますと助かります。

油糧輸出入協議会 1 つ目の点としては、ごめんなさい、もう一度。労働管理ですね？

有川委員 はい。

油糧輸出入協議会 労働管理につきまして、確かに先ほどの議論と全く同じになってしまうのですが、なかなか全体を管理するのは難しい状況であるのは事実です。私もそれはよく聞いています。MSPO・ISPO の目標は 100% ですね、つまりすべての農園・農家の労働環境を改善しようを進めていますので、義務教育の公立学校のように中にはやんちゃで従わない子供もいますので、でも、それを何とかしつけようと頑張っていると思われれます。片や優良な進学校であれば、皆さんエリートなのでよく言うことを聞くというような、2 つの違いがここに出てきているのではないかなと思います。実際にどうやって 100% をさせるのかは、法律を導入することで強い強制力を持って、従わないものを罰するようなことができると、マレーシア政府から聞いています。本当に言うことを聞かない・警告を守らない人達に対しては、政府は生産のライセンスを剥奪する事ができるので、それで規制強化をしていくと聞いています。ただ、多分私もあなたのご質問と同じようになかなかそれが進んでいないポイントというのは、まあ日本でもあの警察がすべて日本の日本人をコントロールできるかできないかという議論と同じように、一部どうしても従っていない人たちがいます。それを NGO は見つけてやっばりできていないという批判が起こっている状況ではないかと思えます。ですから政府がもうちょっと、もうちょっと以上に、このまま一生懸命やって少しでも国際 NGO の批判を減らせるように努力して進めていけば、法律を守らない人たちを除外してもう少しクリーンな形になってくるんじゃないかと思っています。

加賀谷委員長 はい、ありがとうございました。もう時間もありませんので議論はこの場で終わらせていただきたいと思います。油糧輸出入協議会様、大変貴重なプレゼンテーションありがとうございました。

油糧輸出入協議会 もし何か他にもありましたら直接ご連絡いただければ幸いです。

加賀谷委員長 申し訳ありません。ではよろしくお願いたします。ありがとうございました。

加賀谷委員長 本日の議事は以上で終了させていただきたいと思います。時間が超過してしまい大変失礼いたしました。
次回 8 月 1 日のワーキンググループでは引き続き、食品関連の調達コート策定に向けた専門家等へのヒアリングを進めさせていただきます。予定でございます。

以上